

大仙市個人情報取扱事務委託基準

令和5年10月1日 制定

(趣旨)

第1 この基準は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第1項の規定に基づき、市長が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）を取り扱う事務の全部又は一部の処理を市の機関（議会を含む。以下同じ。）以外のもに委託する場合において、個人情報の保護について講ずべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(基準の対象となる委託契約)

第2 この基準の対象となる委託契約は、市長が保有個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を市の機関以外のもに委託する契約をいい、一般に委託契約と称されるもののほか、印刷、筆耕及び翻訳等の契約を含み、また、公の施設の管理、使用料の収納の委託等の公法上の契約を含むものとする。

ただし、大仙市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年大仙市条例第366号）第9条の規定に基づき指定管理者が市長と締結する協定は、当該委託契約に含まれないものとする。

(委託に当たっての留意事項)

第3 市長が第2の事務を市の機関以外のもに委託するときは、次の事項に留意するものとする。

- (1) 委託先の選定に当たっては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように必要な措置を講ずること。また、別記「個人情報取扱特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守できるものを選定すること。
- (2) 入札に当たっては入札前に、随意契約にあつては見積書を徴する前に、契約に特記事項があることを相手方に周知すること。
- (3) 受注者に対して、委託事務の内容に応じて保有個人情報は、使用目的及び使用範囲等を明確に示すこと。
- (4) 委託事務を処理させるために委託先に提供する保有個人情報は、当該事務の目的の範囲内で必要かつ最小限のものとする。
- (5) 受注者に対して、委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者が当該業務に関して知り得た保有個人情報を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合等の罰則規定が法にあることを周知すること。

- (6) 保有個人情報の取扱いに係る事務を市の機関以外のものに委託する場合には、委託する事務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、原則として実地検査により確認すること。
- (7) 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る事務が再委託される場合には、再委託先に個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように必要な措置を講じさせるとともに、再委託される事務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項に規定する措置を実施すること。保有個人情報の取扱いに係る事務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とすること。
- (8) 保有個人情報の取扱いに係る事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記すること。
- (9) 保有個人情報を提供し、又は事務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する事務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずること。

(契約に当たっての措置)

第4 保有個人情報を取り扱う事務の委託に係る契約に当たっては、契約書記載例により契約書に受注者が特記事項を守るべき旨を記載するものとする。なお、契約書に特記事項に掲げる内容を記載することを妨げない。

2 契約書(特記事項を含む。)には次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

- (1) 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務
- (2) 再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製、持ち出し等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の安全管理措置に関する事項
- (5) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (6) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (7) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

- (8) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）
- 3 契約書によらないで契約するときは、受注者に特記事項を契約事項として交付するものとする。

契約書記載例

(個人情報の保護)

第〇条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。